# 大会テーマ研究会/第2分科会

11月8日(木) 13:00~15:00

# 利用者の立場で見る文書館 一文書館業務の中で見る利用のあり方一

# 松本市文書館 福島 紀子

# はじめに

これまで利用者の視点からはあまり論じられることのなかった文書館について、利用者に史料を提供する側から、文書館の利用を考え、利用を前提とした史料保存の可能性について考え直すことができないか。文書館の日常業務のなかでどのような問題点が出てくるのか、また従来の文書館論で論じられていた議論と、実務レベルでの来館者対応はきちんとかみ合っているのかは、文書館設立を目指す自治体にとっては大きな問題である。この点について考察してみたい。

開館後の文書館に利用者の側が求めるのは、 「歴史的に重要な公文書等」の閲覧であるが、 これにはまず文書館で持つ史料が歴史「史料」 であることの共通認識が前提となっている。な らば、文書館で提供する「歴史的に重要な公文 書等」とは一体何かについてきちんと考えてお かなければならない。なぜ歴史史料を文書館で 収蔵する必要があるのかという、基本的な疑問 につながると考えるからである。文書館で提供 する歴史情報とは何か (言い換えれば文書館で 収蔵する史料とは何か)を考えるのが、第二の 課題である。住民の方が文書館に求める機能の 側面がもっとも重要と考えるので、歴史研究の みを目的としない一般住民の利用の例を少し具 体的に見ることによって、二つの課題を検討し てみたい。

#### 1 文書館利用の実態

#### (1) 行政職員による利用

松本市文書館は平成10年10月に開館し、3 年を経過した。閲覧に供する史料は、市史編纂 時の収集史料が中心であるが、合併時の旧役場 文書を大量に整理し、保管してきていることが 特徴のひとつといえる。昭和29年から同49年までに松本市に合併した15か村の村役場文書は、平成元年段階で約7万点が残っていた。松本市史編さん室が開設された平成元年の段階ですぐ整理作業に着手され、それぞれに保管された。そのすべてが文書館に移管され、行政の記憶装置としての側面を担っている。

(2) 住民の利用、特に歴史研究を目的とした利用者は、おもには郷土史研究者、大学生、地区史の刊行を目的とする地元の方たちが多い。

松本市史編纂時の執筆者、または地域ごとに おかれた調査員の方たちの利用が特に目立つ が、執筆者は、編纂方針の枠を離れて、広範囲 の史料検索ができる。情報提供をお願いしてい た調査員の方は、編纂事業によって市域内の悉 皆調査によって得られた史料を、自由に閲覧で きるようになった。

所蔵史料の複製が文書館で一般公開されるよ うになったことにより、自家の史料についての 重要性が再確認され、史料所蔵者による文書館 の利用もみられる。長野県内の史料調査につい ては、松本市周辺では明治から現在にいたるま でに史料の所在確認・調査が3回行われてい る。史料を収蔵していることが文書目録などに よって周知され、閲覧を希望する人たちが所蔵 者宅を訪れる機会が増えていた。しかし、所蔵 者自身が自家の史料内容について周知している わけではなく、他人に見せてもよいものなのか (ご先祖様に申し訳ないことをしていないか)、 その重要性がわかればわかるほど、史料に対す る不安を抱く例もあった。反面、研究者たちの 調査や自治体史編纂事業などに伴う調査の場 合、事業終了後の調査組織の解体などによって、

史料内容についての継続的な相談先がなくなる のが常であった。

こうした反省もあって、松本市史編纂段階では調査先には、『市史編さん室だより』を毎月2回発行して継続的に送ることで、所蔵者とのコンタクトを蜜にとることにした。その結果、文書館の開館後は所蔵者自身が来館し、自家文書の内容確認をしていく事例がいくつもあった。(3) 文書館の普及にむけて

# ①文書館講座

平成11年度から開始している文書館講座 (年10回開催)は、「文書館とは何か」を利用 者に理解していただくことを最大の目的とし た。当文書館の場合、複合的施設を持たない単 独館として開設されたので、文書館そのものの 役割と利用の仕方を住民に理解してもらわない 限り、設立目的は果たせない。

開講当初の平成11年度は、「松本市文書館とは何か」に重点を置き、文書館の設立経緯、文書館の役割、どのような史料があるのかについてふれ、文書館の具体的利用方法を解説した。「調べたいことは何ですか-文書館収蔵史料とその活用―」と銘うった、初年度の講座は、同じタイトルでブックレットを作成し、さらに普及しようとしている。

平成12年度は、文書館収蔵史料を使って「地域の歴史を読み解く」、というテーマの講座を実施した。収蔵史料を使うと地域のどのような歴史が解明できるのか、自分の知りたいことにはどの史料を使ってアプローチすればよいのか。古代・中世から近・現代に至る各時代の史料を具体的にあげて、各時代の史料の扱い方、時代ごとの史料の伝来の違いなどについて解説した。13年度は「『松本市史』を読む」として、執筆者による市域の歴史の解説を行っている。②企画展示

寄贈・寄託された文書の展示を年1回、開館記念特別展示として10月に実施している。予算を盛り込んでの大規模な展示ではなく、短期間の公開閲覧である。原史料を展示(露出展示)することによって、来館者が手にとって見るように配慮した。原史料に触れることをためらっ

ている人たちに文書に触れることによって、史 料の大切さを再認識していただくための公開閲 覧である。

### 2 利用者が文書館にたどり着くまで

利用者はどのような経緯で文書館の存在を知り、どのような理由で利用したいと考えるのか。 展示や講座への参加以外に、文書館を訪ねる人 たちの来館の契機についてふれる。

一開館当初から文書館の独自性をアピールするために、「松本の歴史を知りたい方は文書館へ」、「自家のルーツを知りたい方は文書館へ」、など、「歴史を知りたい人はまず文書館へ」と折にふれてアピールしてきた。利用者からの全ての問い合わせについて、文書館でわかるわけではないが、相談内容によって史料、調査方法、関係者を紹介するなど、文書館でわかることと、わからないことを明確にしながら、その都度利用者に対応し、「現在より時間的に遡った事柄については文書館へ」を周知することに努力した。歴史知識に基づいた調査の事例としては次のような利用がある。

歴史に興味のある方で、市史の記述から調査 希望史料を選択し、関連史料の調査に来館する 場合がある。市史に紹介できた史料は、文書館 収蔵史料のうち1 次にも満たない比率であり、 紹介できなかった大量の史料群が収蔵されてい るのである。通常は一般閲覧が困難な場合が多 い古代・中世文書は、制限条件がつけられやす いことを考慮して、市史刊行後も関連史料を調 査して、閲覧利用に供せるよう、順次整えている

松本市文書館の開館以前に、市立図書館や市立博物館、松本城管理事務所・重文開智学校などの市域にある公的機関にも、寄贈・寄託された史料が所蔵されてきている。これらの文書の一元管理は難しい状況であるので、写真による複製を作成し、史料情報を文書館で提供するなどして利用者の便を図っている。

また、地区史の新たな編纂の参考史料を求め る調査の場合、行政職員の利用と地区史編纂委 員の利用が中心となるが、公民館や町会の活動 の変遷や、土地改良の経緯などについて、旧役 場文書が利用されている。

#### 3 文書館が提供できる史料

- ・市史編纂時に調査・収集された中世・近世・ 近代・現代の個人所蔵文書(複製も含む)は、 所蔵者の承諾を得た後に閲覧利用に供してい る。
- ・旧役場の行政文書は、個人情報を含む文書を のぞき、歴史的に重要な行政文書として一部 閲覧に供している。文書館収蔵史料は、現状 では法的価値をもたないことを利用者に伝 え、歴史的事柄の説明としてのみ利用してい ただく。これらは、歴史的文書として、文書 館条例の定める範囲内で提供する。

以上は、松本市文書館に求められている歴史 史料収蔵機能の一部であり、歴史研究目的で来 館する利用者に提供できる側面である。これに 対して、歴史研究の目的とは違った利用もある。 以下は、そうした事例である。

### 4 文書館に求められているもの

(1) 書物にかかれていない、または書かれないような「歴史」の発掘を求める場合。

自治体史などの刊行物には掲載されていない が調べたい、知りたい歴史知識を求める場合の 利用である。

自家の歴史や、自分の住む地域の歴史を知りたいという場合、来館者の史料調査は、自己を中心とした歴史世界の検証という、絶対的な方法論でのぞむ場合が多い。また利用者自身、「歴史といえるかどうか」と疑問に思いながら来館する場合もある。自家のルーツ調べのように個人的に調べたい事柄をもつ利用者の多くは、歴史的な知識を求めたいにもかかわらず、問い合わせ先がわからずにあきらめていた場合が多かったのではないかと思う。

こうした利用者の質問に対して、文書館で提供できる情報は、近代行政文書の地籍図であったり、近世の村絵図であったり、時代・年代を限らないあらゆる関連史料の提供である。

最近、次のような事例があった。松本市文書

館所在の松本市和田地籍に隣接する「新村」地籍は、中世には国衙領の春近領新村郷と呼ばれた。古くから御伽草子の「ものぐさ太郎」の伝承地といわれており、この「ものぐさ太郎」の人物比定を求めて来館した方がある。古代から中世にかけての関連史料を丹念に調査されており、分析も緻密であるが、最終的な個人名の比定に至らないので調査したいという。説話の歴史的考証が可能かどうかは問題であり、広く世間に知られた説話ではありながら歴史的事実ではないという点も認知されている事柄である。

来館者がなぜそこまで人物比定にこだわった のか。それは、新村地区の近代以降の「ものぐ さ太郎」顕彰運動が大きく関係していることに 要因があった。この来館者が求めていたものは、 説話が該当する時代の歴史の解明であるが、 「ものぐさ太郎」顕彰運動に由来する地域アイ デンティティー形成の動きであった。公民館活 動や地域興し活動の中で、地域住民のアイデン ティティーを説話・伝承に求めるケースであ り、この伝承を継承していこうとする公民館活 動の取り組みが、新しい近代史を生みだしてい るといえよう。調査する住民と地域にとって大 事だったのは、歴史的事実の正否よりも、それ を伝承し受け継いできた地域の、明治以降のい となみの歴史だったといえる。それを継続して いくために、還元すべき史料を調査者は探して いたのである。

さらに次のような事例もある。

(2) 現状の権利関係についての納得できる説明 を求める場合

係争地・権利関係の遡及的説明を求めて来館する場合がある。文書館収蔵史料は法的価値を持たない文書として閲覧申請に応じているので、歴史的事柄として提供するのが基本であるが、こうした権利関係の裏付けを求める利用は多い。例えば、売買契約は結んであるが登記していない土地の権利関係に関わる史料を見たい。父祖の代に同姓(地縁関係で結ばれる同一姓名の集団)との間で売買契約を結んだが、相手は同姓なのですぐに登記する必要もないままに年月を経過してしまった、という事例がある。

高度経済成長期以降の共同体の解体に伴っ て、地元の権利関係に関する共通認識が崩壊し 始めていることが要因となって、かつての同姓 による「見継ぎ見継がれる関係」が崩れ(共同 体によって確認・保障してきた関係が崩壊し)、 個人の権利は役所と個人との間の文書確認によ って保証される関係に変化している。文書館に 収蔵されている歴史史料の調査によって、これ がどの程度有効な権利関係の保障になるのかは 不明であるが、少なくとも歴史的文書によって 歴史的事実を説明することによって(保障する のではなく)、崩れかけていた人間関係の復旧 が目指せるという可能性はある。利用者の求め る史料は、権利関係の文書史料のみでなく、近 代の村役場文書や近世の村絵図でよい場合もあ る。双方の権利者が納得するという、当事者同 士の目的が果たせれば、あえて個人情報を含む 史料を検証しなくても済む場合もある。

これらの利用は、明らかに論文を書いて一定の成果を求める歴史研究とは異なる、自らの歴史的事実の確認作業であり、ここでは「歴史」という感覚は不明確で、検証しようとすることが客観的ではなく主観的である。これらの事例での、「歴史」や「過去」に関する認識は、現在の生活の利害関係から発する要求に基づいた「歴史」認識であり、概説的歴史叙述や歴史認識とは無関係である。この点は、利用する住民からみた場合、博物館や図書館とはまったく違った文書館独自の役割の部分であろう。

(3) 地域史・地方史の研究方法の多様化の中から、史料保存機関に求められる機能

近年の景観復元に基づく近世村落研究や中世の荘園村落研究は、現地形や現景観から歴史を読み解く手法を確立しつつある。長野県内では、信濃史学会で古くから提唱してきた「わらじ史学」に共通するものでもあるが、近年の急激な景観の変貌は、現景観から歴史を遡るという手法を閉ざしつつある。現景観からの遡及が困難な場合は、文字史料を使って時代のベールをはがしていく方法がとられる。空中写真や明治期の地籍図・公図・土地台帳・圃場整備時の従前地字取調帳などの書類、考古学の発掘図面、江戸

期の村絵図、近世の検地帳、中世の検注帳など、この手法では近現代の公文書から、個人所蔵の文書まで、収蔵場所の異なるあらゆる文書史料が必要となる。歴史学研究に学際的手法が導入されることにより、研究者自身にも文書を探す窓口の多様化が必要となってくる。

文書館収蔵史料の役割は、こうした時系列を 遡る史料および史料情報を提供することを、 様々な側面から可能にすることに求められるの ではなかろうか。そうした点で、歴史を一空間 として切り取り、モノとあわせた展示という形 でビジュアルに提供する博物館と、時系列で文 字史料を継承することを可能にする文書館と で、双方の分担する役割の相違点が明確になる う。住民に展示という形で歴史情報を提供する 博物館では、歴史学だけでなく、民俗学・考古 学の成果など、周辺の類縁諸科学を動員して盛 り込んだ展示の試みが各地でおおこなわれてい る。こうした博物館の試みの中で、歴史空間の 一部に文書史料は確実に位置付けられるもので はあるが、これまでに述べてきたように、文書 史料を使った研究は、すでに該当する時期の史 料の内容検討だけでは満たされない段階を向か えているといってよい。いうなれば、従来の歴 史学の研究成果を踏まえて、展示として還元す るのが博物館、時系列で研究過程の追跡を可能 とするのが文書館といえよう。

しかし、行政文書をはじめとした文書史料に限って、文書館または公文書館が一元的に管理しても、問題がないわけではない。特に現段階での行政文書の保存方法には大きな問題がある。現状の歴史概念を当てはめて史料を選択し、保存していったら将来的に混乱は起こらないのかという問題もその一つである。

現在ある文書館的施設の中には、文書館(ぶんしょかん)、文書館(もんじょかん)、公文書館、そして資料館がある。それぞれの文書館的施設によって収蔵する文書史料は異なるのが現状であろう。

松本市文書館では個人所有の古文書などの家 文書から、旧村役場の行政文書まで、文書史料 を軸として収蔵しているが、さきにもふれたよ うに、市域の各収蔵機関に歴史史料が分散管理されていることから、歴史情報の一本化はできていない。また、永年保存文書は現用文書として位置づけられていて、情報公開の窓口を通してしか見ることができないのが現状である。時代別だけでなく、史料の伝来の経緯に基づいて史料情報が分散している状態といえる。こうした状態は、利用者にとってどこまで納得できるものなのか。文書館の利用者は、多様であり、歴史研究の手法を知っていて来館するわけではないからである。

永年保存の文書群の中には、100年近くも保 管されているものもあるが、情報公開条例でし か補足できない。100年前の行政文書と、その わずか30年前の江戸時代の古文書とのあいだ に、来館者は明確な線引きをできるのだろうか。 近い将来に予定されている大規模な市町村合併 はこうした文書群にどのような影響を及ぼすこ とになるのか。松本市も例外ではない。松本市 文書館で収蔵する旧村役場文書はその好例であ ろう。移管先が明確にならないまま放置され、 地域によっては大量廃棄がおこなわれているこ とが跡付けられる。文書を作成してきた主体 (行政当局) が消滅した場合、そこで現用文書 であった公文書はどこに保存され、公開請求窓 口はどこに引き継がれるのだろうか。こうした 現状を考えると、これから先の行政文書には、 古文書かそうでないかというような単純な判断 基準は適用できないのである。

#### おわりに

文書館は、いっぽうで社会教育施設であり、 生涯学習の場と認識されている。社会教育、生 涯学習を掲げる限り、市町村レベルでは既に類 縁機関はたくさんある。だから新規に文書館的 施設を設けることは困難が伴う。しかし、松本 市文書館の事例で見る限り、利用者の側にとっ でも、今述べてきたように、博物館・図書館・ 資料館とは明らかに異なる機関として、文書館は位置づけられてきていると思う。利用者の中 の一定部分は、知識としての歴史を学びにくる 人たちとは明確に異なる。権利関係にせよ、ア イデンティティーを自己目的とした調査にせ よ、来館利用しているうちに明確になっていく 過去がある。文書館は、歴史研究者だけの施設 ではないのである。

本報告ではいわゆる専門的な歴史研究者の利用形態を差し置き、多くの住民の歴史史料利用・活用の場としての文書館の機能について述べてきた。各地方自治体、とりわけ市町村レベルに設置された文書館は、史料の現地保存の原則に基づいて設けられているとはいえ、一部のスペシャリストのための施設ではないことは再度確認する必要があろう。市町村レベルの文書館では、特に地域住民の生活の痕跡を、一端であっても現在からさかのぽって跡付けることのできる、住民のための機関として存在すべきであると思う。